

社会福祉法人 北海道宏栄社 嘱託規程

制定 平成15年12月01日

改正 令和7年10月 1日

(目的)

第1条 この規程は、就業規則に基づく嘱託の就業に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 嘱託とは、特殊な技能を有する者、又は、定年直前の職員を、当法人が審議の上、定年退職後、引き続き嘱託として再雇用し就業させる必要を認め、本人も再雇用を希望する場合、嘱託として就業させる者をいう。

(雇用)

第3条 嘱託は次の場合に雇用する。

- (1) 定年に達し退職する職員が、引続き法人業務に従事することを希望する場合。
- (2) 特殊な技術、技能経験を有する者で業務上必要と認める場合。
- (3) その他法人が必要と認める場合。

(区分)

第4条 嘱託を次のように分ける。

- (1) 常勤嘱託甲
定年退職者で、職員同様に勤務する者。
- (2) 常勤嘱託乙
常勤嘱託甲以外で、職員同様に勤務する者。
- (3) その他の嘱託
常勤嘱託甲及び乙以外で、勤務条件を別途定めて勤務する者。

(予告時期)

第5条 常勤嘱託甲の査定決定は6ヵ月前に本人に予告する。

(嘱託期間)

第6条 嘱託の雇用期間は次のとおりとする。

- (1) 常勤嘱託甲は発令の日より満5か年を限度とする。
- (2) 常勤嘱託乙及びその他の嘱託の契約期間は満65歳に達した日の属する年度の末日までとし、以後1年ごとに満5か年を限度とするまで更新することができる。ただし、前項の常勤嘱託甲を含め本人の能力及び健康状態を総合判断し法人が発令する。
- (3) その他の嘱託の契約期間は1か年とし、以後1年ごとに更新する。

(賃金)

第7条 賃金は次のとおりとする。

- (1) 常勤嘱託甲の賃金は以下の通りとする。

看護師・管理栄養士	月額183,400円
看護師・管理栄養士以外	月額178,000円
- (2) 常勤嘱託乙及びその他の嘱託は技術、技能、経験及び年齢を勘案して理事長が定める。
- (3) 通勤手当、燃料手当、処遇改善手当、職務手当及び紹介手当を支給する。
- (4) 定期昇給およびベース・アップは行わない。
- (5) 常勤嘱託に対し賞与を支給することができる。

(正規雇用への転換)

第8条 勤続6か月以上の常勤嘱託乙で、本人が希望する場合は、正規雇用に転換させることがある。

- 2 転換時期は、月の初めの日とする。
- 3 転換させる場合の要件及び基準は次のとおりとする。
 - (1) 正規雇用と同様の勤務時間・日数で勤務が可能な者。
 - (2) 勤務状況が良好で所属部長の推薦がある者。
 - (3) 面接試験に合格した者。

(退職)

第9条 次のいずれかに該当するときは退職するものとする。

- (1) 本人の願出による場合。
- (2) 私傷病欠勤が90日又は事故欠勤が30日におよんだとき。

- (3) 正当な理由がなく、無届欠勤が引き続き 14 日以上におよんだとき。
- (4) 法人に損害を与え、又は法人の名誉を毀損した場合。

(嘱託の年次有給休暇)

第 10 条 嘱託の年次有給休暇は次のとおりとする。

- (1) 常勤嘱託甲は定年までの勤続年数を通算し、就業規則に準じる。
- (2) 常勤嘱託乙は就業規則に準じる。

(就業規則の準用)

第 11 条 服務等この規程に定めのないものについては、就業規則を準用する。

付 則

1. 常勤嘱託甲に対する、第 7 条の規定の適用については、同条中「65 歳」とあるのは、次の表の左欄に掲げる生年月日区分に応じ、同表の右欄に掲げる年齢とする。

(男性)

生年月日	年齢
昭和 18 年 4 月 2 日～昭和 20 年 4 月 1 日	62 歳
昭和 20 年 4 月 2 日～昭和 22 年 4 月 1 日	63 歳
昭和 22 年 4 月 2 日～昭和 24 年 4 月 1 日	64 歳

(女性)

生年月日	年齢
昭和 21 年 4 月 2 日～昭和 23 年 4 月 1 日	61 歳
昭和 23 年 4 月 2 日～昭和 25 年 4 月 1 日	62 歳
昭和 25 年 4 月 2 日～昭和 27 年 4 月 1 日	63 歳
昭和 27 年 4 月 2 日～昭和 29 年 4 月 1 日	64 歳

- 2. この規程は平成 15 年 12 月 1 日より施行する。
- 3. 嘱託雇用内規は廃止する。
- 4. この規程は平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
- 5. この規程は平成 24 年 1 月 1 日より施行する。
- 6. この規程は平成 25 年 8 月 1 日より施行する。
- 7. この規程は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

8. この規程は平成30年4月1日より施行する。
9. この規程は令和2年9月23日から施行する。但し、令和2年9月16日から適用とする。
10. この規程は令和3年4月1日より施行する。
11. この規程は令和4年3月23日より施行する。
12. この規程は令和7年4月1日より施行する。
13. この規程は令和7年10月1日より施行する。